

添付資料①

提出期限 令和3年5月28日(金)

神戸市監査指導部 宛

FAX 078-322-6045

提出日:令和 年 月 日

事業所等の種別

事業所等の名称

担当者 職・氏名

連絡先 TEL

FAX

令和2年度 人権の擁護及び高齢者虐待防止に係る研修の実施報告書

研修実施報告書

参加者名簿

研修資料⇒提出不要

研修実施月日	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施する必要があります。
実施場所	
方法	<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> グループ討議 <input type="checkbox"/> ロールプレイ <input type="checkbox"/> その他 ( )
講師	<input type="checkbox"/> 内部講師 ( )
	<input type="checkbox"/> 外部講師 ( )
内容(時間)	
使用教材	<input type="checkbox"/> 神戸市制作DVD <input type="checkbox"/> その他
参加者数など	対象者 名・参加者 名・欠席者 名
欠席者への対応	
備考	

※ 運営法人内で合同研修を行った場合も各施設・事業所からの報告が必要です。

※ 実施が複数回の場合は、全ての実施日を記載してください。

担当：監査指導部 松田

電話：322-6326

## 施設・事業所における人権の擁護及び高齢者虐待防止研修の実施について（指針）

### 1 趣旨

平成 24 年、神戸市の介護保険施設において高齢者虐待事件が発生し、神戸市は当該事業者に対して指定効力の一部停止処分を行った。再発防止のためには、介護サービス事業者及び介護サービス従事者の意識啓発、サービスの質の向上が必要である。このため、神戸市は条例を制定し、以下の通り、平成 25 年度から、介護サービス事業者に対して、高齢者虐待防止研修の実施を義務づけることとした。

- (1) 介護サービス事業者の指定申請に際して、指定（開設）までに、勤務予定者に対し、人権の擁護及び高齢者虐待防止に係る研修を実施しなければならない。
- (2) 指定介護サービス事業者は、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を、事業所・施設に勤務する全ての従業者を対象として、少なくとも 1 年に 1 回以上、実施しなければならない。

虐待や不適切な介護が発生する背景の一つとしては、介護に携わる者の知識や認識の不足が挙げられる。「虐待はいけないこと」ということは分かっているが、「実際にどういった行為が虐待に当たるのか」「なぜ虐待が起きるのか」「虐待を防止するためにはどういうことが必要なのか」を知らなければ防止することができない。そのため、事業者には、従業員が適切な知識・情報を学習する場を提供する義務がある。

本指針は、各事業者が、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修（以下「研修」という。）を実施するうえで留意すべき点を定めたものである。各事業者においては、条例で研修の実施が義務づけられたことを理解のうえ、本指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的に研修を実施して、従業員教育を組織的に浸透させていくことが求められる。

### 2 研修の対象者

- (1) 事業所・施設に勤務する全ての従業者を対象としなければならない。
  - (2) 指定（開設）前の事業者については、当該事業所の全ての勤務予定者を対象としなければならない。
- ※ (1) 及び (2) は条例により事業者を実施義務が課せられている。

### 3 研修の頻度

- (1) 少なくとも 1 年に 1 回以上実施しなければならない。
  - (2) 指定（開設）前の事業者については、指定（開設）までに実施しなければならない。
- ※ (1) 及び (2) は条例により事業者を実施義務が課せられている。

- (3) 全従業員が受講する機会を確保するため、複数回開催するよう努めること。
- (4) 新規採用従業員に対しては、採用時に実施するよう努めること。
- (5) 従業員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な研修（1年に2回以上）の実施が望ましい。

#### 4 実施上の留意点

- (1) 年間計画を策定して、計画的に実施するものとする。
- (2) やむを得ない事情により研修に参加できなかった従業員については、あらかじめ各事業者で取り扱いを定めて適切に対処すること。
  - ① 未受講者については、個別研修の実施又は研修機関等が実施する研修に参加させることが望ましい。
  - ② 個別研修等の実施が困難な場合、研修に代えて資料の配布を行った場合においても、単に資料を配布するだけでなく、必要な説明を行い、報告書を提出させて理解の度合いを測るよう努めること。

#### 5 研修の目的

虐待や不適切な介護の発生又はその再発を防止するため、職員の資質向上を目的として、下記を主眼に実施するものとする。

- (1) 関連する法律や規定等の適切な知識を習得する。
- (2) 介護のプロとしての自覚を再認識して日々のサービスを振り返る。
- (3) 虐待発生は組織の問題ととらえて事業所・施設全体で取り組む。

#### 6 研修の内容

各事業者において、上記研修の目的を勘案して、下記の内容をできる限り盛り込み、企画立案の上、実施するものとする。

- (1) 関連する法律や規定等の適切な知識を習得する。
  - ① 各事業所・施設の介護の理念、運営方針を再確認する。
  - ② 高齢者虐待防止法の内容を学ぶ。
    - ・ 虐待の定義
    - ・ 虐待又はその疑いのある事例を発見した場合、神戸市への通報義務があること
    - ・ 神戸市の通報窓口は、介護指導課であること 等
  - ③ 身体拘束とされる行為、要件及び廃止の方策について学ぶ。
  - ④ 認知症について正しく理解する。
- (2) 介護のプロとしての自覚を再認識して日々のサービスを振り返る。
  - ① 各事業所・施設における自分の役割・責任を再確認する。
  - ② 虐待を未然に防止するため、不適切なケアについて検証、対応策を検討する。
  - ③ 事故報告、ヒヤリハットの原因について、虐待との関連の有無を含めた事例研究を行う。
  - ④ 身体拘束の廃止に向けた取り組みを検討し、実践する。
  - ⑤ 介護・ケアプランが効率優先となっていないか検証し、利用者本位のケアを実践する。
- (3) 虐待発生は組織の問題ととらえて事業所・施設全体で取り組む。
  - ① 各事業所・施設における虐待防止、身体拘束廃止に向けた基本方針を策定して、従業員に周知する。

- ② 各事業所・施設における従業員の役職・責任を明確化する。
- ③ 情報共有、意思決定の仕組みや手順を明確化する。
- ④ 上司や先輩が積極的に声をかけ、悩みを聞き、解決策を一緒に検討する。

## 7 研修のプログラム

- (1) 各事業者において、目的に応じて、下記の研修方法を適宜組み合わせたプログラムを企画立案のうえ、実施するものとする。
  - ① 講義・事例研究 目的：正しい知識を習得し理解を深める。
  - ② 演習・意見交換 目的：振り返り、気づきを通じて意識を啓発する。  
例：グループワーク、ロールプレイ等
- (2) 効果的な研修を実施するためには、〔事前学習〕→〔講義・事例研究〕→〔演習・意見交換〕→〔報告〕など、段階的な研修プログラムを組むことが望ましい。
- (3) 受講者の理解の度合い、研修効果を測定するため、受講者に受講報告をさせるものとする。
- (4) 研修の企画立案担当者及び講師については、各事業所・施設において、一定の知識、経験を有する指導的立場にある者、又は適切な外部講師を選任するものとする。
- (5) 同一敷地内等の複数の事業所、施設が合同で実施すること等、効率的な実施を検討するものとする。

## 8 研修の教材

各事業者において、上記研修の内容を勘案して、下記の資料等を参考として研修教材を作成するものとする。

- (1) 神戸市の集団指導の資料
  - ※ 同資料は神戸ケアネットからダウンロードできる。
- (2) 「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」（平成 21 年 3 月 31 日認知症介護研究・研修仙台センター）
  - ※ 同資料は「認知症介護情報ネットワーク（DCnet）」(<http://www.dcnet.gr.jp>) からダウンロードできる。

## 9 研修の時間

- (1) 各事業者において、内容を勘案して十分な時間を設定するものとする。
- (2) 上記内容を盛り込んだ効果的な研修を実施するためには、2 時間程度の所要時間を設定するものとする。
- (3) 必要な時間の確保が難しい場合は、内容を分割して複数回開催するものとする。

## 10 研修の記録

- (1) 各事業者において、研修日時、実施時間、参加者氏名、講師氏名、研修内容等を記載した議事録、研修資料及び受講報告書等を研修実施記録として保管するものとする。
- (2) 未受講者については、氏名、未受講の理由、資料配布日時等を記録すること。  
研修実施記録は、各事業所において管理者等の閲覧に供し、記録すること。